

(電子メール施行)

生 号 外
平成24年 2月 1日

市町村教育委員会

社会教育(文化)施設所管課長 殿

宮城県教育庁生涯学習課長
(公印省略)

公立社会教育施設の災害復旧費補助金に係る事業計画書及び交付申請書について(通知)

このことについて、平成23年度中の今後の災害査定日程は下記の通りとなります。これまでに事業計画書の提出予定時期を報告いただいていたしましたが、各クールともに申請施設数が多い場合は査定を次のクールへ繰り越す場合もありますので、書類が整いましたら早めに提出願います。

また、災害査定が済み交付申請をする場合の留意点ですが、交付決定時期等により補助金の予算の扱いが別添資料のとおりとなります。【例3】は認められませんので、通常であれば【例1】及び【例2】のとおりとなります。本年度中に交付決定を受け、4月10日まで実績報告及び支払い請求書の提出を見込んでいる事業【例1】については、交付申請書を下記期限までに本課担当へ提出願います。

【例4】に該当する場合は財務局において繰越手続きが必要となりますので、該当する場合は本課担当へ至急ご連絡願います。(4月以降の交付決定であれば該当しません)

ご不明な点があれば本課担当までご連絡願います。よろしくお願いたします。

記

1 災害査定日程及び事業計画書提出期限(市町村から県へ)

	災害査定日程	事業計画書提出期限
第11クール	2月20日~2月24日	2月 6日(月)
第12クール	3月 5日~3月 9日	2月17日(金)

各クールともに事業計画書の提出については期限に余裕を持ち、早期の提出をお願いします。
各クールの実施場所等の詳細は、該当市町村へ後日通知します。
事業計画書及び施設別表の「計画番号」は空欄で作成願います。

2 交付申請書(別紙【例1】によるもの)の提出期限 平成24年 2月 8日(水)

上記期限に間に合わない場合は本課担当へご連絡願います。

【例2】、【例4】の場合は随時受け付けます。

【例4】に該当する場合は、至急本課担当へご連絡願います。

担 当

宮城県教育庁生涯学習課

社会教育支援班 菅原 朝日田

TEL022-211-3653 FAX022-211-3697

Email sugawara-ka894@pref.miyagi.jp

〔補足〕

- ・ 本年度中に事業（工事）が完了するものは、原則として本年度中に査定を受けられるよう処理願います。
- ・ 内定通知額と交付申請額と相違する場合は、交付申請前に文科省との事前協議が必要な場合がありますのでご留意願います。
- ・ 今回文科省において、内定を受けていれば、本省繰越により24年度に入ってからからの交付申請（別添【例2】）も対応していただける見込みとなりました。23年度予算として国庫補助の支出を受ける必要がない場合は、24年度に入ってからからの交付申請で差し支えありません。
- ・ 翌年度へ繰り越し、変更契約の可能性がある工事については、上記を踏まえて変更契約の可能性が無くなってからの交付申請でも差し支えありません。
（交付申請前であれば、変更報告書等により文科省との事前協議で認められますが、交付決定後の場合は、変更交付決定のための変更承認申請の手続きを別途踏む必要が生じます。）
- ・ 24年度予算として支出を受けた国庫補助金については、本省による明許繰越予算となるので事業の25年度への繰り越しは事故繰越のみとなりますのでご留意願います。
- ・ 参考に交付決定通知書の雛型及び関係様式を添付します。23年度予算として国庫補助の支出を受ける見込みの施設においては、実績報告書を前もって作成していただき交付決定通知後に速やかに実績報告及び補助金の支払い請求ができるよう準備願います。

添付

- ・ 事業計画書記入例 （体育施設の例）
- ・ 交付決定様式